

2019年度 EPA 看護師・介護福祉士候補者受入れ 現地合同説明会参加規程

本規程は、公益社団法人 国際厚生事業団（以下「事業団」）が送り出し国現地において主催する現地合同説明会の参加に関わる条件を定めるものです。

1. 現地合同説明会の主旨

現地合同説明会は、事業団が、送り出し国現地において、送り出し機関により募集・選考された候補者に対する面接を実施する際、その前後の時間を利用し、受入れ希望機関が候補者に対して、受入れ機関・施設の概要や労働条件、研修内容等を直接説明することを通して、受入れ希望機関とEPA候補者の双方が、マッチングにあたっての参考情報を得ることを目的として開催されるものです。候補者の採用は、後日事業団が受入れ希望機関及び候補者の希望に基づき実施するマッチングによって決定されます。現地合同説明会において、候補者に対して採用内定を出すことはできません。

2. 現地合同説明会の概要

- 1) 現地合同説明会では、原則一つの受入れ希望機関につき、一つのブースを会場内に用意します。事業団による面接を受ける前後の候補者が、関心のあるブースを訪れますので、受入れ機関・施設の概要や業務内容、研修内容等についてご説明ください。
- 2) 現地合同説明会では、受入れ希望機関が、当日参加する全ての候補者に対して説明できることを確約するものではありません。

3. 現地合同説明会の禁止事項

マッチングの公平性及び現地合同説明会の円滑かつ適正な運営のため、以下の行為は禁止いたします。

現地合同説明会の場において、事業団がこれらの禁止行為を確認した場合、当該受入れ希望機関の求人登録を取り消す場合があります。

- 1) 説明中・面談中の候補者のビデオ撮影、音声録音をすること（顔写真の撮影は候補者の同意が得られれば可能です）。
- 2) 候補者に対して「マッチングの際に指名をする」という旨の約束をすること。
- 3) 候補者に対して「就労希望を出す際に特定の機関（施設）のマッチング番号を書く」という旨の誓約を取り付けること。
- 4) 現地合同説明会の場を利用し、特定の候補者と会場以外の場所で接触することを約束すること。
- 5) 候補者から、候補者個人の連絡先や、候補者の適性や能力に関係のない情報を収集すること
（候補者の適性や能力に関係のない事項」の具体例については、厚生労働省「公正な採用選考について」の「(3) 採用選考時に配慮すべき事項」(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>)をご参照ください。)
- 6) 候補者の個人情報を含むあらゆる情報を文書により回収すること。
- 7) 候補者に金品等（文房具、菓子類等を含む）を供与又は要求すること。
- 8) 特定の候補者に全く説明しない等、公平さを疑われるようなことをすること。
- 9) 貼紙や掲示等、会場内の壁面や備品（机、椅子）を損傷するおそれがある行為を行うこと。
- 10) 事業団の許可なくブース（机、椅子）や会場内の備品を移動させること。
- 11) 事業団により指定されたブースの外において、候補者の呼び込みを行ったり、候補者に対して説明を行ったりすること。
- 12) 事業団により指定されたブースの外に物品を設置すること。
- 13) 事業団又は当該受入れ希望機関の許可なく他の受入れ希望機関のブースの範囲内に立ち入ること。
- 14) 事業団により定められた時間以外に、候補者に対して説明を行うこと、候補者をブース内に呼び込むこと。
- 15) 事業団により定められた時間以外に、当事業団の許可なく会場内に留まること。
- 16) その他、現地合同説明会の円滑な運営に支障をきたす行為や、他の受入れ希望機関や候補者にとって迷惑となる行為。

2019年度（フィリピン/インドネシア/ベトナム）現地合同説明会の参加にあたり、上記の内容に同意し、遵守いたします。

2018年6月●日

受入れ希望機関名 社会福祉法人 国際厚生会

参加代表者名 事業団 よし子

